

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示 (北部振興) 一
- 財務会計・旅費システム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借に関する落札者等の公示 (総務事務センター) 一
- 大規模小売店舗の変更に係る告示 (商業支援課) 二
- 〃 〃 〃 〃 二
- 〃 〃 〃 〃 三
- 〃 〃 〃 〃 三
- 埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務に関する一般競争入札公告 (高校教育指導課) 四
- 県立学校教職員用コンピュータの賃貸借に関する一般競争入札公告 (〃 〃) 五
- 運転免許証作成用消耗品購入に係る随意契約の公示 (会計課) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 九

- 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 九
- 〃 〃 〃 〃 九
- 選挙管理委員会の招集 (選挙委) 九
- 正誤
 - 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十三号中訂正 (杉戸県土) 九
 - 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十四号中訂正 (〃 〃) 一〇

告示

埼玉県告示第八百八十二号
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日
 埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
 平成二十一年六月三日

二 特定非営利活動法人の名称
 特定非営利活動法人熊谷市身体障害者福祉会

三 代表者の氏名
 竹内 岩雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県告示第八百八十三号
 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年六月十六日
 埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量
 財務会計・旅費システム用パーソナルコンピュータ等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 埼玉県総務部総務事務センター文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
 平成21年5月14日

4 落札者の氏名及び住所
 リコーリース株式会社 東京都中央

五 定款に記載された目的
 この法人は、熊谷地域の障害者や高齢者に対し、「ふれあいと健やかな交流の場」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

六
 埼玉県熊谷市上之千三百七十七番地

区銀座7丁目16番3号

一般競争入札

5 落札金額

28,181,160円

7 入札の公告を行った日

平成21年3月31日

6 契約の相手方を決定した手続

埼玉県告示第八百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十二号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラオックス新狭山店

狭山市大字下奥富字坂上五百五の一、五百十の一、五百十の二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) ラオックス新狭山店

(変更後) PC DEPOT狭山本店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

ラオックス株式会社 代表取締役 谷口 好市

東京都千代田区神田須田町二の十九 外

(変更後)

株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島 隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九 外

ハ 変更年月日

平成二十一年五月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT狭山本店

狭山市大字下奥富字坂上五百五の一、五百十の一、五百十の二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 四箇所 一八六台

(変更後) 駐車場 位置 図面省略 収容台数 三箇所 一八六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 五箇所

(変更後) 出入口 位置 図面省略 数 四箇所

ハ 変更年月日

平成二十二年一月二十七日(駐車場の増設)

ニ 届出年月日

平成二十一年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPT 狭山本店

狭山市大字下奥富字坂上五百五の一、五百十の一、五百十の二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻(2階部分店舗)

(変更前) 午後九時

(変更後) 午後十時

ハ 変更年月日

平成二十一年六月一日

ニ 届出年月日

平成二十一年五月二十六日

二 縦覧期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヤオコー新座野火止店 B棟

新座市野火止七丁目六百三十四の二 外

ロ 変更の概要

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所
 (変更後) 出入口 位置 図面省略 数 二箇所

ハ 変更年月日

平成二十一年十月十四日

二 届出年月日

平成二十一年六月四日

二 縦覧期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
 イ 意見書提出期間

平成二十一年六月十六日から平成二十一年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第八百八十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立学校への外国語指導助手派遣業務 (9月期) 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成21年9月1日(火) から平成22年2月26日(金) まで

(4) 履行場所

埼玉県立学校28校及び当該学校長が指定する場所

(5) 入札方法

入札金額は、業務一式に係る金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1082号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、A等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていない者であること。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)の規定に基づく一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

(7) 個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。

(8) 平成18年4月1日以降に、地方公共団体から本件業務と同様の業務を請け負い、すべて誠実に履行した実績のある者であること。

(9) 仕様書の要求する外国語指導助手を契約履行開始日までに確実に確保できる

体制及び当該外国語指導助手が休暇、病気などの理由により業務に従事できない場合に代替外国語指導助手を派遣できる体制を整備している者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田 和明、森 孝博 電話048-830-7391(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番1号 自治会館地下B01

イ 日時

平成21年7月6日(月) 午前10時

(4) 郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

ア あて先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当

イ 受領期限

平成21年7月3日(金) 午後5時

ウ 提出方法

書留郵便によること。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の105に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成21年6月23日(火)午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県教育委員会 入札係

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育指導担当 杉田 和明、森 孝博 電話048-830-7391(直通)

平成21年6月16日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
県立学校教職員用コンピュータ等賃貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成21年11月1日(日)から平成26年10月31日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
 - (4) 履行場所
埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課長が指定する場所
 - (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力又は記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分が「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

- 3 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 榎原、植村 電話048-830-6625(直通)
 - (2) 入札説明書の交付方法
ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合
「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること。
イ 紙媒体での入手を希望する場合
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。
 - (3) 仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。
 - (4) 入札書受付期間
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月31日(金)午後2時50分まで
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
ウ 郵送の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月30日(木)午後5時まで(必着)
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
イ 持参の場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月31日(金)午後2時30分まで
なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を持参すること。
 - (5) 開札の場所及び日時
埼玉県教育庁県立学校部高校教育指導課 平成21年7月31日(金)午後3時
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成21年7月9日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（2(6)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

イ 同じシステムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者が入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成21年6月19日（金）までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（電話048-830-5775（直通） 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号）へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : 6,174 computers and 176 servers

(2) Time-limit for tender : By the electronic tender system ; 2 : 50 p.m.July 31, 2009, By mail ; 5 : 00 p.m.July 30, 2009, In person ; 2 : 30 p.m.July 31, 2009

(3) Contact point for notice : High School Education Management Division, Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawaku, Saitama-shi, Saitamaken 330-9301, Telephone 048-830-6625

埼玉県知事 藤田 豊 稔

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
 入札受付係 田 豊 稔

平成二十一年六月十六日

1 購入等件名及び数量

別表のとおり

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

- 3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年4月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイデインシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

別表

IC運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額 (税抜き)	摘要
ICカード用基体 一般用	300枚×3	502,200円	
ICカード用基体 優良用	300枚×3	502,200円	
ICカード用基体 新規用	300枚×3	502,200円	
経歴書用カード基体	300枚×1	147,000円	
高速型用リボン(セット)	2,000枚×1×7種	130,800円	
標準型用リボン(セット)	500枚×1×3種	43,400円	

IC運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額 (税抜き)	摘要
撮影機用消耗品		
・上下ランプセット	14,700円	
・ハードディスク(撮影機)	45,000円	
・エアファンクターセット	14,500円	
・3CCDカメラ(撮影機)	495,000円	
・免許証リーダー(撮影機)	580,000円	
プリンター用消耗品		
・ホッパ部固定ガラス	14,800円	
・搬送ローラーセット	39,600円	
・サーマルヘッドセット	130,000円	
・ハスバ踏車	4,400円	
・アラデンローラー	10,000円	
・ヒートローラーセット	67,400円	
・シユートローラーセット	33,000円	
・タイミンクギベルトセット	18,100円	

・ローレルEX I Tセツト	48,000 円
・ロールプロペンチローラー	21,500 円
・ペンチロールUP	65,000 円
・ヒートロールカム部組立	42,250 円
・ペンチロールカム部組立	48,900 円
・HS部固定ブラジ	21,000 円
CVCF用電池	56,000 円

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年四月十三日

指令川建セ第二〇〇一六一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月九日

第二一〇〇二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字植松五二六

一一三〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾三二四

神田 哲也

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年二月二十日

指令東整第二〇〇一二四〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月九日

第二一〇〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字伊古字居合一二二

四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県上尾市大字領家一〇五一

メゾンラフィネⅡ二〇三

寺山 いつみ

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年五月二十一日

指令川建セ第二一〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年六月十日

第二一〇〇三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字地頭方字西通二八

二一一、二八二一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字地頭方二八一番地

瀬戸 初

埼玉県選管告示第八十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十一年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十一年六月十八日 午後三時

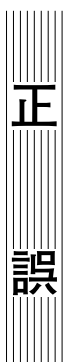
二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に

ついて

ロ その他



埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十一(十四号) 中訂正

三号(平成二十一年三月十七日第二千六百一) ページ 表中

十九 備考

誤 三三三・一七
正 三三三・二七

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十四号(平成二十一年四月七日第二千七百号)中訂正

ページ
十九 表中

誤

新B	新A	旧A	旧新別
二三・八〇 七二・〇〇	三九四二・〇〇	六・二〇 二五・二五	敷地の幅員 (メートル)
三七六二・二〇	三六三四・八〇		延 (メートル) 長

正

新B	新A	旧A	旧新別
二三・八〇 七二・〇〇	二五・二五	六・二〇	敷地の幅員 (メートル)
三七六二・二〇	三九四二・〇〇	三六三四・八〇	延 (メートル) 長

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 四八―八二四―二二二一(代表)
	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm